普通乗用自動車仕様書

京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課

（担当　麻生、神農　電話 075-222-3964）

第１条　適用範囲

この仕様書は、次に掲げる要件を満たす車両の調達について適用する。

なお、納入車両は、京都市公用車購入等に係る車種選定要綱の基準に適合する車種でなければならない。

⑴ 車種

普通乗用自動車

ホンダ FREED e:HEV AIR EX（6AA-GT7）

又はこれと同等以上の性能を有するもの

なお、同等品については、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア　乗車定員が６人以上であること。

イ　ガソリンハイブリッド車であること。

ウ　全長４，５００mm以下であること。

エ　全幅１，８００mm以下であること。

オ　全高１，８００mm以下であること。

カ　両側スライドドアを有すること。

キ　京都市公用車購入等に係る車種選定要綱の基準に適合していること。

ク　同等品の可否については、カタログその他京都市が求める資料に基づき、京都市が判断するものとする。

⑵ 年式

令和８年以降に製造された未使用車

⑶ その他

ア　キーフリーシステム又はキーシリンダー式であること。

イ　ドライブレコーダー（前方録画機能付き）を備えること。

第２条　検査及び登録

⑴ 契約者は、京都市が実施する完成検査を受けなければならない。
⑵ 検査の実施場所は、生活環境美化センターとする。
⑶ 自動車の新規登録その他納入に必要な諸手続及びこれに要する費用は、契約者の負担とする。

第３条　保険料、税金及びリサイクル料

自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及びリサイクル料については、京都市が負担する。

第４条　提出書類等

契約者は、車両納入前後に次の書類等を京都市へ提出しなければならない。

⑴ 車検証の写し、自賠責保険証明書の写し及びリサイクル券　各３部
⑵ 取扱説明書、修理説明書及び部品カタログ　各３部
⑶ 部品カタログ等が電子情報である場合は、情報記録媒体（ＣＤ－ＲＯＭ等）を２セット提出すること。ただし、当該資料が存在しない場合は、この限りでない。
⑷ 車両写真（前後左右）　２組
⑸ その他京都市が必要と認める書類等

第５条　付属品

契約者は、次に掲げる付属品を取り付け、又は備え付けたうえで納入すること。

⑴ カーエアコン及びカーラジオ（ＡＭ／ＦＭ。いずれも純正品とする。）
⑵ カーナビゲーション（ただし、テレビチューナー非搭載のものに限る。）
⑶ バックビューモニター
⑷ フロアマット（ゴム製）一式

⑸　サイドバイザー
⑹　スタッドレスタイヤ（ホイール付４輪分）
　　なお、タイヤメーカーは、ブリヂストン、ダンロップ（住友ゴム工業株式会社）、
　　ヨコハマ又はトーヨーのいずれかとする。
⑺　タイヤチェーン　１セット
⑻　車輪止め　２個
⑼　小物入れ　１個
⑽　自動車標準工具一式
⑾　非常用赤旗　１本
⑿　発煙筒　２本
⒀　洗車用具一式（洗車ブラシ、セーム革タイプタオル）

第６条　塗装

車体色はシルバー系とする。

第７条　納入時の点検整備及び燃料

⑴　納入時には、法令及びメーカー基準に基づく点検整備を実施しておくこと。
⑵　納入時には、燃料タンクを満量とすること。

第８条　納入場所及び納入期限

⑴　納入場所は、生活環境美化センターとする。
⑵　納入期限は、令和９年３月３１日までの間で、京都市が別途指定する日とする。

第９条　契約後の連絡

契約締結後、契約者は速やかに京都市環境政策局適正処理施設部施設管理課へ連絡し、納入時期その他必要な事項について確認を行うこと。